

教育実習における事後指導の重要性と「教職実践演習」の役割について

登坂 学

Importance of Post-Teaching Practice Guidance and the Role of Practical Teaching Studies

Manabu TOSAKA

Abstract

In order for teachers to take full advantage of the valuable experience they gain during their teaching practice and to enable them to use it in their future careers, they must be provided with post-teaching practice guidance. In particular, it is critical for them to take a course in practical teaching studies, which is provided in the second semester of trainees' fourth year as they are preparing to graduate. The content of this course must be determined through discussions by the group that establishes the course, particularly with regard to the desired model of teachers and the underlying social needs. Additionally, as this would be a hands-on course, course providers should support student-led initiatives centered on active learning. This paper gives an overview of the post-teaching practice experiences that I, the author of this study, have had over the past few years. Furthermore, the paper covers lectures and informal talks given by guest speakers, discussions on a set theme or topic, and simulated classes where students assess one another. Finally, this paper proposes the idea of organizing a field trip program for students to visit educational institutions in order to further enrich their course content.

Key words : Teachers Education, Teaching Practice, Practical Teaching Studies, Active Learning

キーワード : 教師教育、模擬授業、教職実践演習、アクティブ・ラーニング

はじめに

教職課程を履修する学生たちにとって、教育実習がビッグ・イベントであることは昔も今も変わらない。

もちろん筆者も大学在学中に教育実習を経験している。高校社会の教員免許の取得を目指していた筆者は、故郷である新潟県内の出身高校に帰って2週間（当時は土曜日も含めて12日間）の実習を行った。平均睡眠4時間程度、朝早くから夜遅くまで見学、ホームルーム学生対応、授業実習、教材実習、教案作成等を経験した。実習終了時は疲労困憊していたが、2週間の学習内容は先輩教員の授業見学から始まり、ショートホームルーム担当、教材研究、教案作成、授業実践、清掃、課外活動実践等多岐にわたり、それまでの大学生活では味わえなかった達成感を得ることができ、教師という職業の素晴らしさと教職へのモチベーションがさらに高まったこと

を記憶している。短い実習期間ではあったが、実習最終日のホームルームに生徒たちが開いてくれたお別れ会、そして花束を頂いた時の感動を今でも忘れることはできない。

大学に戻り、教職課程に学ぶ仲間たちと情報交換をするとやはり筆者と同様の充実感と感動を抱えていた。しかしその一方で、実習終了から卒業、就職まではまだ半年以上もあり、一部教職に内定を得た学生や塾講師のアルバイトを続ける者を除いては「これで教職免許は取れたのも同然」との安堵の雰囲気が蔓延し、緊張が緩む傾向が明らかに見て取れた。いやしくも免許取得を目指さんと欲する者は、最低限大学在学中は教員となるための資質の向上を目指し研鑽を積むべきであろう。縁あって少々軌道修正し大学教師となったものの、教職課程を担当することとなった筆者にとって、平成21年4月の教育職員免許法施行規則改正により、これまで教員免許取

得のための「教職に関する科目」であった「総合演習」に代わって「教職実践演習」が新設され、次年度入学制から必修と位置づけられたことは、学生にとって望ましい環境と映った。

そもそも国連「児童の権利条約」第29条には、その冒頭に「児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達」させることが求められている。「人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成」し、「児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成」し、「すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の間の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備」させ、「自然環境の尊重を育成」することが教育に求められているのである⁽¹⁾。

これらは21世紀の世界共通の諸問題を見据えた高邁な内容でありつつも、現代の教育に求められる正当な目標であろう。ただそれを実現できる人材としての努力や研鑽を、教職課程に学ぶ学生は真摯に実行しているだろうか？

条約締結・批准は我が国の世界に対する約束である。締約国は国内における教育の諸制度をこの条約の定めるリストに照らして検証し整備していかななくてはならない。これは、地域に密着した就学前教育や初等教育を行う教員であっても、世界標準を意識した一層高いレベルでの研鑽が必要になると自覚すべきであることを意味するだろう。

以上の見地から本論では、教育実習の実質的な事後指導的役割を担う科目としての教職実践演習の重要性に鑑み、文部行政当局の資料を起点に、本科目の過去数年に渡る授業実践との関連性を検証し、更には今後の取り組みに繋げるための考察を行いたい。そのため第1節（次節）では本科目が設置された背景を振り返り、本科目の目指すところを今一度確認する。第2節では筆者が担当する教職実践演習（幼稚園教諭養成コース）の事例を紹介し、その実践を総括・反省していく。第3節では、第1節で述べた科目の理念や目標・目的にありながらまだ本演習で未導入である授業コンテンツを構想し、先行事例を援用しつつ、今後の取り組みの参考としたい。

1 教職実践演習の意義と目的の再検討

1-1 科目の位置付け

本科目の位置づけを正確に把握するためには、まず設

置課程でどのような議論があったかを検証することが必要である。当該資料は、免許法実施規則改正の3年以上前に遡る平成17年12月8日に行われた中央教育審議会（第53回）配付資料に見出すことができる。その中に以下の記述がある⁽²⁾。（以下、下線筆者）

今後は、教員として最小限必要な資質能力の全体について、教職課程の履修を通じて、確実に身に付けさせるとともに、その資質能力の全体を明示的に確認することが必要である。具体的方策としては、教職課程の中に、新たな必修科目（「教職実践演習（仮称）」）を設定し、その履修により確認することが適当である。

教職実践演習（仮称）には、教員として求められる4つの事項（1. 使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項 2. 社会性や対人関係能力に関する事項 3. 幼児児童生徒理解に関する事項 4. 教科等の指導力に関する事項）を含めることとすることが適当である。

実施に当たっては、演習（指導案の作成や模擬授業・場面指導の実施等）や事例研究、グループ討議等を適切に組み合わせて実施することや、教職経験者を含めた複数の教員の協力方式により実施すること、最終年次の配当科目とすることなどの工夫をすることが適当である。

教職実践演習（仮称）が成果をあげるためには、課程認定大学が、教員の相互の連携・協力体制の強化を図るとともに、科目内容・方法や実施体制等について、大学をあげて検討することが重要である。

以上の記述からは、まず、教師として必要な「資質能力」の修得を目指して設置の構想が進められてきたことが伺えるのであり、ここに本科目の位置づけを見て取ることができる。「資質能力の全体を明示的に確認」という文言も重要である。本科目によってどのような資質能力が養成され得るのかを学生に明確に示したうえで授業を行い、学生の主体的な学習を支援し、各項目の到達度によって評価するという流れも想定できるのである。

さて、ここで挙げられている四つの「教員に必要な資質能力」とは、すなわち「使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項」、「社会性や対人関係能力に関する事項」、「幼児児童生徒理解に関する事項」、「教科等の指導力に関する事項」である。これらは本演習の到達目標に連なるものであるから、少なくともこの四つの資質能力を向上させるような授業コンテンツが配置されていないと考えるべきだろう。

もちろん本学部の教職実践演習においてもこれらの項目を満たし充実するように鋭意努めてきたところである。この点は「2」節で詳細に検証することにする。

1-2 具体的方法論

では、上項の理念に立って文部行政当局はどのような教育方法、言い換えれば授業コンテンツを想定しているのだろうか。これについては例えば平成23年4月に開催された中央教育審議会初等中等教育分科会の教員養成部会第62回会議における配付資料に記述がある³⁾。

教職実践演習を開講するにあたって準備すべきこととして、「教職実践演習の担当教員と、その他の教科に関する科目及び教職に関する科目の担当教員で教職実践演習の内容について協議」することが求められ、次に「入学の段階からそれぞれの学生の学習内容、理解度を把握（例えば、履修する学生一人一人の「履修カルテ」を作成）することが求められている。前者について本学では直接教育実習を担当する教員のワーキンググループ及び学部横断組織としての教職課程運営委員会を設置して協議している。

次に、授業で取り扱う内容・方法例であるが、審議会は次のような具体的取り組みを提示している。

-
- 1) イントロダクション・これまでの学修の振り返りについての講義・グループ討論
 - 2) 教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責任等についてのグループ討論・ロールプレイング
 - 3) 社会性や対人関係能力（組織の一員としての自覚、保護者や地域の関係者との人間関係の構築等）についての講義・グループ討論
 - 4) 幼児児童生徒理解や学級経営についての講義・グループ討論
 - 5) 学級経営案の作成・グループ討論
 - 6) 学校現場の見学・調査
 - 7) 社会性、対人関係能力、幼児児童生徒理解、学級経営についてのグループ討論
 - 8) 教科・保育内容等の指導力についての講義・グループ討論
 - 9) 模擬授業
 - 10) 教科・保育内容等の指導力についてのグループ討論
 - 11) 資質能力の確認、まとめ
-

以上について、本学教職課程（幼稚園教諭養成課程）

での実施状況を開示するならば、1) ○、2) ○、3) ○、4) ○、5) ○、6) ×、7) ○、8) ○、9) ○、10) ○、11) ○となる。時間的制約もあるため、十分時間をかけているとは言えない項目もあるが、そのような場合でも講話にできる限り盛り込む等工夫を施し、おおよそ求められる内容を網羅しているところである。そのような場合は○を付している。次節ではこれを踏まえ、筆者が担当する幼稚園教諭養成課程の取り組み（授業コンテンツ）を検証していこう。

2 教職実践演習のシラバス編成の重要性について——教育実習と教職実践演習の接続

2-1 本学における教職実践演習の実際——幼稚園教諭養成課程の事例を基に

教育実習に入った学生たちは日々の実習から学校における多様な業務を理解し、それらを日誌に記録していく。帰校後は事後指導の一環として作成した教育指導案や日誌を基に報告書を作成したりグループワークでディスカッションし体験を共有したりするなかでより一層実習中の取り組みを反省・総括し深め、自分のものとしていく。この時点で大学生活はほぼ残り半年となる。教育実習の反省は確かに重要であるが、更に重視すべきは、後半の時間で、自分の足りない部分、教育実践家として補っておかなければならない事項は何であるかを認識して改善すべくアクションを起こすことである。最後の半年においても、PDCAサイクルを機能させるべきなのである。

ここに教育実習にとってその後の事後指導がいかに重要であるかが認識できるのである。そうであれば、シラバス編成及び授業コンテンツをいかに吟味して配列するかが実際の課題として浮上してくる。そもそも教職実践演習にはどのような目的や目標が設定され、結果が期待されていたかについては1節において検証した通りである。これを参考に、本学教職課程（幼稚園教諭養成課程）において立案したシラバス及び授業コンテンツをまず紹介し検証してみたい。（図1参照）⁴⁾

なお、授業計画の期日・内容にあっては変更することがあると学生には通知しているものの、例年大きな変更もなく予定通り実施できていることから、計画自体は無理のない穏当なものであったと史料される。

回	内 容
1	オリエンテーションー授業のねらい
2	省察と課題の確認① ー「履修カルテ」および「模擬授業」の説明
3	外部講師による講話(1)ー「使命感・責任感・教育愛」
4	討論: 外部講師の講話をふまえた討論(1)
5	省察と課題の確認②ーグループ討論の頻出テーマから
6	外部講師による講話(2)ー「社会性・対人関係能力」
7	討論: 教外部講師の講話をふまえた討論(2)
8	外部講師による講話(3)ー「新任教員へのメッセージ」《1》
9	指導案の作成と模擬授業②ー模擬保育と相互講評(その1)
10	指導案の作成と模擬授業②ー模擬保育と相互講評(その2)
11	指導案の作成と模擬授業③ー模擬保育と相互講評(その3)
12	指導案の作成と模擬授業④ー模擬保育と相互講評(その4)
13	外部講師による講話(4)ー「新任教員へのメッセージ」《2》
14	討論: 外部講師の講話をふまえた討論(3)
15	まとめ

図1 授業計画

2-2 授業コンテンツの説明

では授業の具体的内容を説明していこう。

第1回は「オリエンテーション」である。ここでは文部科学省審議会等による本科目設置の経緯を踏まえ、科目の位置づけや3学科合同で教職実践演習の趣旨とねらいについて理解する。卒業論文と並んで本科目が教職課程及び大学4年間の総仕上げとなる重みのあるものであること、本科目の成績が不合格で単位が不認定となった場合、教員免許を授与することが不可能になることを強調し、まず休まず授業に参加すること、次に頻繁に提出が求められる課題物は欠かさず提出すること等をアナウンスしている。

第2回は「省察と課題の確認」の1回目である。ここでは「履修カルテ」および「模擬保育」の説明を行う。履修カルテについては2年時の教育学概論において配布→記入→保管しており、このサイクルを今回も踏襲する。なおその過程で学生自ら或いは教員から面談を提起

し、カルテに記述された事項を検討・アドバイスする。その目的は、履修カルテの記述によって自分が今まで学習してきたことを反芻することで自分のウィークポイントを認識し、卒業までに残された時間で何をすべきかを悟らせていく。また「模擬保育」について詳細に説明し、早期の準備を促す。

第3回はゲストスピーカー（高校教員）による講話の1回目である。ここでは教師としての「使命感・責任感・教育愛」がテーマとなる。なおこの回は幼稚園教諭養成課程と中高教諭養成課程が合同で実施する。なぜならここで扱うテーマは教育課程を問わず教師が求められる普遍的資質であり、いずれの発達段階にある子どもを教えるのであれ必要とされるものだからである。また教育とは継続的かつ一貫性のあるものであり、幼児教育従事者であろうとも今現在の子どもたちとの学びが将来的にどのように生きてくるのか、将来のために今日のように教育することが重要なのかを考える必要があるからである。以上の重要性に鑑み、講話終了後には必ず質疑応答が行われ、なおかつ感想文の提出が求められ、これは次回以降の授業に反映されることになる。これは全部で4回行われるゲストスピーカーの講話に共通することである。

第4回は討論の時間である。前週行われた外部講師による講話(1)及び提出された感想文を踏まえてテーマ設定を行い、幼稚園教員としての使命感、責任感、教育愛に関してグループディスカッションを行う。ゲストスピーカーの講話を聴きっぱなしにするのではなく、ディスカッションを通じてさらに深く理解し、自分のものとするのが狙いである。

第5回は「省察と課題の確認」の2回目である。ここではまず一班あたり5~6人程度のグループ分けを行ったうえで、幼稚園教諭採用試験におけるグループ討論の頻出テーマ或いは新任教員研修におけるグループワークの課題の中から1つ選んで共通の課題とし、グループワークを行ったうえで、全体会での発表へと進む、いわゆるバズセッション方式を採用している。このような方法はグループ同士の競争という意識も喚起しやすく、うまくファシリテートすると非常に白熱した授業になりやすい。

第6回はゲストスピーカー（小学校教諭）による講話の第2回目である。ここでは「社会性・対人関係能力」に関するテーマを講演いただく。これも教育課程を問わず教員に共通して必要とされるテーマを扱うため上記二つの課程が合同で行う。

第7回は前週のゲストスピーカーによる幼稚園教員と

して求められる社会性、対人関係能力に関するテーマに沿ってディスカッションし、意見交換を行う。

第8回はゲストスピーカーによる講話の第3回目である。3・4回目の講話からは幼稚園教諭養成課程独自の実施となる。テーマは、間もなく卒業し幼児教育の現場に入る新人への激励を込めて「新任教員へのメッセージ」としている。その1回目は現職の公立幼稚園教員によるものであり、講話を聴講し、公立幼稚園における教員の職務の特質や心得について学ぶ。講話の後には質疑応答や交流の時間、更には先生方による楽器演奏等パフォーマンスが見られることもあり、学生たちも非常に楽しみにしている。

第9回から第12回ではいよいよ本学科の教職実践演習として最大の特色を有する「模擬授業（模擬保育）」を実施する。ここでは「帰りの会」における「絵本の読み聞かせ」を主活動にした部分保育という設定で、指導案の作成と模擬授業を行うことになる。年度によって学生数が異なり、一人当たりの担当時間には若干の違いはあるが、例年1人当たりの持ち時間30分、うち模擬授業20分、質疑応答及び意見交換10分という時間配分である。

模擬授業の20分間には明確な約束がある。それは全体を「導入」・「展開」・「まとめ」に三分割し、導入部分では読み聞かせに集中させるための手遊びと語り掛けを行い、展開部分では主活動の絵本の読み聞かせを行ない、更にまとめの部分では読み聞かせを踏まえた語り掛けと「おかえりのうた」をキーボード或いはギター等の楽器で「弾き歌い（弾き語り）」するのである。

つまり、保育に必須となる子どもたちへの「語り掛け」、「手遊びうた」、「絵本の読み聞かせ」、「弾き歌い」を20分間の模擬授業ですべてパフォーマンスすることが求められるのである。その意味で、学生たちにとっては4年間の学修の総決算ともいえるべき晴れ舞台であり、同時に現在の自分の実力が露見する非常に緊張する時間ともなる。学生たちは1か月以上前からこの模擬授業のために絵本を選定して読み聞かせの練習を行い、手遊び歌を復習し、弾き歌いのレッスンを繰り返し行い、指導案を作成するのである。

もちろんこれとてやりっぱなしにはしない。模擬授業終了後には図2にあるような評価シート⁶⁾を記入し、相互に講評と意見交換を行う。そして学生による評価も一部ではあるが成績に算入するのである。

模擬授業（絵本の読み聞かせ） 評価シート

授業者：氏名[] 作品名[]

評価者：番号[] 氏名[]

評価基準：いずれかに○をつけること。
5（非常に良い）、4（良い）、3（普通）、2（やや不満）、1（非常に不満）

1	授業者の模擬授業に臨む態度	5	4	3	2	1
2	授業準備状況（指導案作成、目的・ねらいの明確化、十分な下読みの有無等）	5	4	3	2	1
3	ムードづくり（「導入」部分で読み聞かせに繋がる話ができ、手遊びで読み聞かせのレディネスを作っている等）	5	4	3	2	1
4	読み聞かせにおける「相互応答」の語りを心掛けている	5	4	3	2	1
5	絵本の持ち方とめくり方（絵を隠してしまっていないか、めくりはストーリーを滞らせることがないか等）	5	4	3	2	1
6	適切な声量で朗読できている（子どもにとって聴きやすいこと）	5	4	3	2	1
7	声の表現力は豊かか（登場人物によって声を変えられること、感情表現が十分できている（例えば、同じ「あ」という声でも、恐怖、落胆、喜び、悲しみ、退屈等によって違う）	5	4	3	2	1
8	「まとめ」部分で読み聞かせを踏まえた相互交流と帰りの歌の弾き歌いができる	5	4	3	2	1
9	総合評価	5	4	3	2	1
10	コメント	_____				

※本シートは（1）まず授業者に返却し確認・吟味→（2）授業者は評価者の学生番号順に並び直し、クリップで留めたくえて、一両日中に、登坂研究室のドアポストに投函のこと。

図2 評価シート

第13回は外部講師による講話の4回目である。テーマは前回同様「新任教員へのメッセージ」である。この回は現職の私立幼稚園の先生による講話を聴講し、私立幼稚園における教員の職務の特質や心得について学びを深める。講話後には前回同様質疑応答や交流の時間、先生によるパフォーマンスの披露もあり、学生が積極的に参加できる雰囲気が形成されている。

第14回は公立及び私立幼稚園の先生方による講話をふまえた討論である。外部講師による講話（3）と（4）をふまえてテーマ設定をしたうえでディスカッション及び意見交換を行い、新任の幼稚園教員として自分にはどこまで準備が出来ているか、まだ不足な点があるか課題を明らかにして振り返ることができるのである。

最終回、第15回は「まとめ」の時間である。授業の全体を振り返り、今後に向けての各自の課題を確認する。同時に自分はどうのような教育者になりたいか、決意表明として一言ずつスピーチしてもらうことにしている。もちろん幼稚園教諭や保育士にならない者もいるので、そのような場合はどのように子どもを育てたいか、

或いはこれから進む業界において本学科及び教職課程で学んだことをどのように生かしていきたいか語ってもらおう。

以上が全15回の取組の概要である。筆者の担当する教職実践演習の特徴を一言で表現するならば、模擬授業及び現職教員の講話を主軸に据えた実践重視・アクティブラーニング主体の取り組みとすることができよう。

3 教職実践演習における更なるアクティブラーニング推進のために

3-1 教育機関の見学と必要な視点——インクルーシブ教育の前提となるもの

さて、以上で述べてきたように授業における取り組みは一定以上の効果が得られ、学生にとって有意義であったとの意見が大部分を占めた。しかしながら時間的な制約を含め諸般の事情より授業コンテンツに取り込むことができなかつた重要な概念がある。それはまず「インクルーシブ教育」の意識醸成であり、そのための「教育機関の見学」である。平成24年7月に中央教育審議会の初等中等教育分科会に属する特別支援教育の在り方に関する特別委員会は「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」を出している⁶⁾。

まず委員会は「共生社会」について「これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会」であり「誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会」と定義づけている。そして「このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題」だと説明する。

さらに委員会は「障害者の権利に関する条約」第24条を援用し、「『インクルーシブ教育システム』とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」であり、「障害者が『general education system』から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている」と主張する。以上により「共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく

必要がある」のである。

委員会は更に踏み込んで「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要である。」と各教育段階における環境醸成を提言している。

以上の内容は教師教育の段階においても非常に重要かつ有効であると筆者は考える。なぜなら一般の幼・小・中・高における障害者、とりわけ発達障害を持つ幼児・児童・生徒の数はどの学校、どのクラスにも一定数存在しているからであり、4月からクラス担任を任される可能性を考えれば、問題意識を新たにし、できる限りの準備をする必要があるからである。これは平成24年12月に文部科学省初等中等教育局特別支援教育課が公表したデータによって認識できる⁷⁾。

この調査の詳細については「註」に示したファイルを参照いただきたいが、概略を述べるならば、標本学校数は小・中学校それぞれ600校、標本児童生徒数53,882人(小学校:35,892人、中学校:17,990人)、回収数及び回収率については標本児童生徒数のうち、52,272人について回答が得られ、回収率は97.0%であった。標本学校数のうち、1,164校について回答が得られ、回収率は97.0%という、標本数としては比較的多いものであった。これによれば、質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合について、学習面又は行動面で著しい困難を示すとの回答が6.5%、学習面で著しい困難を示すとの回答が4.5%、行動面で著しい困難を示すとの回答が3.6%であり、学習面と行動面ともに著しい困難を示すとの回答も1.6%であった。

本調査の留意事項として「児童生徒の困難の状況については、担任教員が記入し、特別支援教育コーディネーターまたは教頭(副校長)による確認を経て提出した回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる判断や、医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意する必要がある。」との記述がある。しかし重要なのはクラスの

中にごく当たり前に支援を必要としている子どもたちがいるということであり、新人教師もそれに備えなければならないという現実である。このような見地から、次項ではインクルーシブ教育実現への思考材料とすべく学校見学を構想してみたい。

3-2 特別支援学校における見学と体験学習の先行実践と通学制への導入（試案）

さて、筆者は通学制と兼任して通信教育課程の教職実践演習も担当している。通信制の学生は社会経験のある若年層～中年層が多く、福祉施設で働く人材も多い。この科目はスクーリング授業であり、3日間という比較的まとまった時間が確保できるため、通学制に先んじて特別支援学校における見学及び体験学習を実施してきたところである。

この一連の取り組みが受講生から好評であり、毎回総括のレポートにおいても触れる学生が多くあったことから、通学制における実施のための布石と位置づけることが可能であると思われる。本項ではその実践の開示・検証を通じて、通学制における見学及び体験学習導入の可能性を検討する。

まず教育機関の見学を実施する場合に最も重要なのが事前の段取りである。そのため実施の半年ほど前に見学受け入れの打診、内諾を頂いた。その後もこまめに連絡を取り、窓口となってくださった先生と細部を調整していった。その結果、完成したプログラムが次のようなものである⁽⁸⁾。

九州保健福祉大学通信教育部「教職実践演習」

高等学校福祉科授業見学実施計画（案）

於：〇〇〇〇〇〇支援学校

1 ねらい

教職課程履修学生のより一層の専門的知識及び技術の向上を図る。（大学の依頼文書より）

2 期日

平成〇〇年〇月〇〇日（〇曜）

3 時間

13：20～16：55

4 主な日程

13：20 集合（控室：応接室）

13：25～15：20 知的障がい教育部門高等部作業学習見学・体験実習

15：20～15：35 下校指導の様子を見学

15：40～16：00 部活動の様子を見学（陸上競技部・バドミントン部）

16：10～16：55 学校概要説明及び意見交換

16：55 解散

5 実習者名

1 窯業コース 〇〇 〇〇 女

2 木工コース 〇〇 〇〇 男

3 手工芸コース 〇〇 〇〇 女

6 準備物

・上履き

・ジャージ（よごれてもいい、動きやすい服装）

・タオル

7 その他

・感染症の拡大が懸念されるため、事前に下記の「来校される皆さんへ」をお読みいただき、感染症拡大について指導の徹底をお願いします。

・本校において感染症が発生・拡大の恐れがある場合は、体験実習を中止することもありえることをご理解ください。

〇 来校される皆さんへ

本校には抵抗力の弱い子どもたちが多く在籍しているため、健康管理においては感染症（細菌やウイルスが原因で人にうつる病気）が大きな問題になります。本校の子どもたちは、インフルエンザのような感染力の強いウイルスでなく、カゼのようなちょっとしたウイルスなどにも感染を起こしやすく、すぐに発熱、重症化します。体力的にも弱いため、治るまでにも長い時間がかかります。また、集団で生活をしているので、一人が感染すると、次々に感染が起り、あっという間に学校全体に広がってしまいます。どうぞ来校された方が感染源となったり、感染経路になったりすることがないように、下記のことを十分認識した上で臨んでくださるようお願いいたします。どうしてもよいか分からない時は、担当の職員に尋ねてください。

〇〇〇〇〇〇支援学校担当：教 頭 〇〇 〇

作業主任 〇〇 〇〇

九州保健福祉大学社会福祉学部引率：准教授 登坂 学

<気をつけていただきたいこと>

・発熱、下痢など体調不良な場合は児童生徒と接触しない。

・咽頭痛、咳がある場合はマスクを着用する。

・何らかの感染症にかかっている可能性がある時（家族に伝染病の発病者がいるなど）は申し出る。

一見して、この取り組みの最大の特徴が受講生の参加型プログラムだということが分かるだろう。この資料の取り組みでは参加者は3名であったが、それぞれ別々に知的障がい児のクラスに入り、窯業コース、木工コース、手工芸コースのクラスに入って体験学習を行っている。ひとつの教室の中には、子どもたち十数名と、子どもたちを支援する多くの先生方が配置されている。この構図にまず学生は驚くことになる。なぜなら幼稚園ではクラスであれば教師一人か二人に子どもたち20数名、中高であれば教師一人に30名以上の生徒という、一対多の構図が固定観念としてあるからである。

また、本計画書を読むと、支援学校であるからこそ留意しなければならない注意事項が非常に多くあることに気づくであろう。これら一つ一つが実は教育実習の事後指導として意義深いことである。なぜなら、本学科教職課程にあって学生たちは市中の一般の幼稚園や中高で実習を実施するのであり、実習校側の配慮もあり、特別の配慮が必要な子どもたちへの対応については全くと言ってよほど経験していないのが普通だからである。事後指導とはそのような学生たちの既成概念に「ゆさぶり」をかけるものであることも必要であると考えられる。

子どもたちはそれぞれに障がいを抱えつつも、自らの将来を思い描き一生懸命に学習に励んでいる。支援学校の見学は、教師の役割の原点を再考する有力な場所となりうるのである。そしてこれは、通学制に学ぶ高校からストレートに大学に進学した学生にこそ必要な体験となりうるのである。

おわりに

以上、筆者が担当する幼稚園教諭養成課程における教職実践演習の事例を通じ、効果的な教育実習の事後指導の在り方を考察してきた。第1節では文部行政における審議会資料を検証する中から教職実践演習の位置づけと留意点を再検証した。第2節は本科目にとってシラバス内容の充実、授業計画の綿密化は必須であることをこれまでの実践経験から検証した。第3節ではこれからの事後指導の展望として教育機関の見学を取り入れることの意義を検証した。教学の改革は時代の変化に即して不断に行われるべきであり、100%の正解や満足はありえな

いことを前提に改善作業を継続したい。

謝辞

この場を借りて、教職実践演習の企画・実施にご尽力くださった各学校・幼稚園関係者各位、教育実習運営教員各位に心からのお礼を申し上げます。

註

- (1) 外務省ウェブサイト
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>
(2017年7月29日アクセス)
- (2) 中央教育審議会(第53回)配付資料 資料2-3
今後の教員養成・免許制度の在り方について(中間報告)
(案)「教職実践演習(仮称)」の新設・必修化-教員としての資質能力の最終的な形成と確認-
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/attach/1346158.htm
(2017年9月20日アクセス)
- (3) 平成23年04月中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の第62回会議における配付資料8-2
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/siryu/attach/1303555.htm
- (4) 授業で配布した授業計画より。
- (5) 筆者作成の模擬授業評価シートより。
- (6) 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)概要」より。文部科学省ウェブサイト
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321668.htm (2017年9月1日アクセス)
- (7) 平成24年12月に文部科学省初等中等教育局特別支援教育課が公表したデータ
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/___icsFiles/afieldfile/2012/12/10/1328729_01.pdf (2017年9月26日アクセス)
- (8) 筆者との打ち合わせのうえで学校側が作成くださったプログラム(2016年実施分)より。